

製品ライフサイクル管理ソフトウェア 補足条項

本製品ライフサイクル管理ソフトウェア補足条項(以下「PLM条項」という。)は、PLM、PLM-TC、PLM-NX、又はPLM-TCOとしてオーダーに特定された製品(以下「PLMソフトウェア」という。)のみに関するお客様とSISWの間のエンドユーザーライセンス契約(以下「EULA」という。)を修正するものです。本PLM条項は、EULA及びその他の適用される補足条項と共に、両当事者間の契約(以下「本契約」という。)を形成します。

1. **定義** 本条項で用いられる用語は、本契約の他の箇所で定義されている意味を有します。以下に追加の定義は、本PLM条項に適用されます。
 - (a) 「**権限を有する代理人**」とは、お客様のコンサルタント、代理人又は請負業者として、お客様の敷地で作業を行うか、お客様の社内業務を支援するためにPLMソフトウェアへのアクセスを必要とする個人を意味します。
 - (b) 「**正規ユーザー**」とは、お客様の従業員又は権限を有する代理人のことを意味します。
 - (c) 「**Site**」とは、正規ユーザーによるPLMソフトウェアの使用が許可されている、お客様の単一の物理的な場所を意味します。
 - (d) 「**対象地域**」とは、お客様がPLMソフトウェアをインストールして使用することを許諾されている、オーダーで指定されたSite(s)又は地理的領域を意味します。オーダー又は本契約の他の箇所で指定されていない場合、対象地域は、お客様が主たる事業所を有する国とします。
2. **ライセンス及び使用タイプ** 以下のライセンスと使用タイプは、個々のPLMソフトウェア製品項目に関して提供されず、オーダーに記載された、一定の製品に関する追加ライセンス及び使用のタイプが指定されます。個々のライセンスは、オーダーに指定する期間において、対象地域で正規ユーザーのみが使用することができます。異なる対象地域の仕様により使用許諾されているSISWソフトウェアについては、個別のインストールを維持する必要があります。
 - 2.1 「**Backup**」ライセンスとは、お客様のバックアップ又はフェイルセーフ用のインストールの冗長性をサポートする目的にのみ付与されるライセンスを意味します。
 - 2.2 「**Floating**」又は「**Concurrent User**」ライセンスとは、PLMソフトウェアへのアクセスが、常に、オーダーに記載された正規ユーザーの上限数に限定されることを意味します。オーダーに別段の指定がない限り、これは単一の正規ユーザーのみが使用することができます。
 - 2.3 「**Named User**」ライセンスとは、PLMソフトウェアへのアクセスが、指名された正規ユーザーに制限されることを意味します。お客様は暦月あたり1回Named Userライセンスを再割り当てすることができます。オーダーに別段の指定がない限り、これは単一の正規ユーザーのみが使用することができます。
 - 2.4 「**Node-Locked**」ライセンスとは、PLMソフトウェアの使用が、お客様の指定する単一のワークステーションに制限されることを意味し、この制限を管理するためのハードウェアのロック装置又は dongle が含まれることがあります。ハードウェアのロック装置又は dongle は、新規ライセンスファイルを発行することなく、対象地域内で他のワークステーションに自由に移送することができます。
 - 2.5 「**Per Product**」ライセンスとは、PLMソフトウェアの使用が、PLMソフトウェアと1対1でインターフェース接続されるサードパーティ製品の数に制限されることを意味します。
 - 2.6 「**Per Server**」ライセンスとは、PLMソフトウェアの使用が、指定された単一のサーバーインスタンスに制限されることを意味します。
 - 2.7 「**Perpetual**」又は「**Extended**」ライセンスとは、無期限に延長されるPLMソフトウェアライセンスを意味します。Perpetualライセンスには、**保守サービス**が含まれません。
 - 2.8 「**Rental**」ライセンスとは、オーダーに特定する1年未満の期間限定ライセンスを意味します。Rentalライセンスのための保守サービスは、Rentalライセンス料金に含まれます。
 - 2.9 「**Subscription**」とは、オーダーに特定する期間限定ライセンスを意味します。保守サービスは、Subscriptionライセンス料金に含まれます。Subscription期間が複数年に及ぶ場合、SISWは、期間中に新規ライセンスキーを発行することを要求することができます。
 - 2.10 「**Test/QA**」ライセンスとは、継続的なインストールのカスタマイズ、サポート及びテストのサポートに対してのみ付与されるライセンスを意味し、本番環境又はその他の目的で使用することはできません。

3. Token の使用条件

- 3.1 Token のライセンスオプションは、上記に指定するライセンス及び使用タイプと組み合わせ、一定の PLM ソフトウェア製品に関して提供されます。「Token」とは、正規ユーザーがオーダーに指定された関連 PLM ソフトウェア製品の事前定義された一定のソフトウェア機能、アプリケーション及び/又はモジュールにアクセスし、使用するライセンスに一時的に変換することができる前払いのクレジットユニットを意味します。アクセス可能な特定の機能、アプリケーション、モジュール、及び必要な Token 数はドキュメンテーションに記載されています。Token は期間中に再使用することができます。
- 3.2 当該の Token に関する PLM ソフトウェア製品のドキュメンテーションに別段の明示的な規定がない限り、お客様が特定の PLM ソフトウェア製品に対する個別の基本ライセンスを購入している場合、お客様は Token を使用する権利のみが与えられるものとします。
- 3.3 PLM ソフトウェア製品に対する追加、変更又は削除が行われることによって、新規又は更新された機能又はアプリケーション及びモジュールに対する Token によるアクセスが可能になる場合、且つ対応する PLM ソフトウェア製品に対する基本ライセンス及び適用される Token の両方が最新の有効な保守サービスオーダーの対象である場合、お客様は当該の新規又は更新された機能又はアプリケーション及びモジュールにアクセスするための Token のみを使用することができます。

4. **その他の規定** お客様は、お客様の社内業務目的に限り使用許諾された PLM ソフトウェアの一部として、Knowledge Fusion 製品又はドキュメンテーションで公開され、特定されるアプリケーション・プログラミング・インターフェース (以下総称して「API」という。)を使用することができます。お客様は、本 PLM ソフトウェアを不正使用するために API を使用することはできません。お客様は、本 PLM ソフトウェアと併用する目的に限り、一定の公開 API を使用するためのライセンスを別途購入して、ソフトウェアを開発することができます。お客様が API を使用して開発したソフトウェアを再販することは禁じられています。但し、以下の場合を除きます。(a)お客様が SISW のソリューション・パートナー・プログラムのメンバーとしてこれを行うことを個別に許可された場合、(b)お客様が、少なくとも本契約と同等の保護を提供する条件に基づき、お客様の内部使用及び再販の目的でソフトウェアを開発するために使用できる API が含まれた Solid Edge 又は Femap のライセンスを購入した場合。お客様は PLM ソフトウェアをその他の方法で修正、改変又は結合することはできません。SISW は、お客様が API を使用して開発したソフトウェアについて一切責任を負いません。お客様はいかなる状況においても、非公開の API を使用することは禁じられています。